

第7期 (平成30年度～平成32年度) 平群町介護保険事業計画 高齢者福祉計画



概要版

平成30年3月

平群町

計画の基本理念

人・心・地域 つながる福祉のまち へぐり

平群町では、人と人とのつながりが地域での福祉のネットワークを広げ、住み慣れた地域で全ての住民が生きがいのある健やかな生活をおくれるよう、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や、多様な担い手による新しい総合事業に積極的に取り組み、介護予防や自立支援・重度化防止の取組み、医療と連携した介護サービス基盤の整備・充実、多様な生活支援や住まい施策との連携、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

計画の趣旨

本町における65歳以上の人口は増加を続け、平成29年10月（住民基本台帳）の高齢化率は36.6%、既におよそ3人に1人以上の割合となっています。このような超高齢社会にあつて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むためには、十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）が重要です。

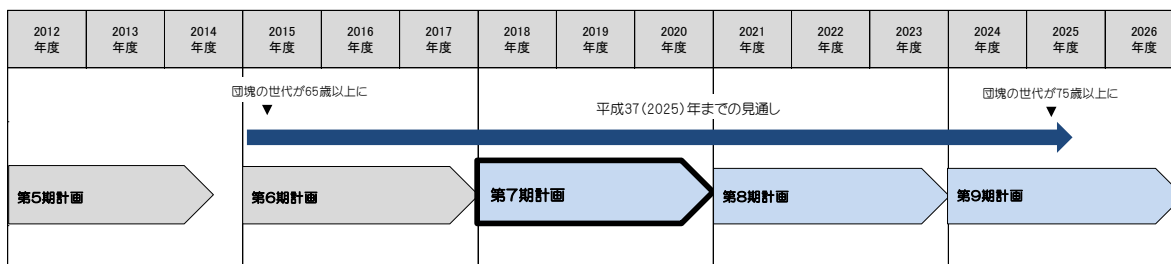
今回の第7期介護保険事業計画は、自立支援・重度化防止に向けた取組みや在宅医療・介護連携、認知症施策等の地域支援事業の充実や総合事業をさらに推進し、地域包括ケアシステムを深化・推進させる計画として策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を「平群町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」として総合的かつ一体的に策定するものです。

計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画で、第7期計画となります。加えて、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計します。

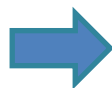


～アンケート調査結果からみえてきた平群町の課題と今後の方向性～

① =基本目標 1 ② =基本目標 2 ③ =基本目標 3 ④ =基本目標 4

1. 地域における高齢者の生活について

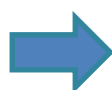
- ・「元気」「幸せ」な高齢者が多い
- ・参加者としては地域での活動に参加してもよいが、企画・運営側としては参加したくない



- ① さまざまな健康・生きがいづくりの場の充実
- ① 地域活動や健康・生きがいづくりの場についての周知

2. 地域生活において必要な支援について

- ・自立した高齢者が多いが、ちょっとした手助けへのニーズがある
- ・移送サービス（移動支援）について利用も多く、ニーズも高い



- ③ 支え合いの地域づくりへの支援と、町で取り組んでいる軽度生活援助事業の周知
- ④ 福祉有償運送事業の啓発

3. 認知症高齢者への支援について

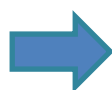
- ・認定を受けていない高齢者でも、認知機能低下リスク該当者が多い
- ・主な介護者が不安を感じる介護として、認知症状への対応が大きい



- ② 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の活用
- ③ 安心見守り事業の実施
- ② 認知症カフェの充実

4. 在宅生活の継続について

- ・介護度が上がるほど「日中・夜間の排泄」について介護者の不安が増大
- ・就労の継続が難しくても、介護のための働き方の調整を行っていない介護者が多い



- ③ 訪問系サービスの利用や、福祉用具購入（ポータブルトイレ等）の周知
- ③ 県や他市町村と協力しながら、介護者が働きやすい環境づくりについて啓発

5. (家族) 介護者へのケアについて

- ・介護者（家族）への負担が心労になっている高齢者が多い
- ・家族への支援として「相談機能の充実」や「リフレッシュのための制度」などが求められている



- ② 介護者教室、介護予防教室の実施
- ② 地域包括センターにおける相談体制の充実
- ① ② 高齢者の居場所づくりの推進
- ② 入退院連携マニュアルの活用

基本目標 1 生きがいと社会参加の促進

少子高齢化が進み、団塊の世代が高齢期を迎える中、地域において大きな役割を占める高齢者が、家庭、地域、企業など社会の各分野で、これまで培ってきた経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことが重要となります。

このため、ふれあい交流センターやかしのき荘等で、文化・スポーツ・レクリエーション等の機会を引き続き提供し、「活動的な 85 歳」を目標に、高齢者の生きがいづくりを支援します。

また、高齢者自身も地域社会に参画し、生活支援等の担い手となることが期待されます。

1 地域でのふれあい・交流の促進

ふれあい交流センターやかしのき荘等で、文化・スポーツ・レクリエーション等の機会を引き続き提供し、「活動的な 85 歳」を目標に、高齢者の生きがいづくりを支援します。

- ふれあい交流センター
- 老人福祉センター「かしのき荘」
- 老人クラブの活動助成・育成

2 生涯学習・生涯スポーツの促進

生涯学習や生涯スポーツ活動は、いきいきとした暮らしや介護予防につながる活動であり、住民の主体的な取組みを支援します。

3 就業の促進

高齢者の暮らしにおいて、就業の場は、いきいきとした暮らしや収入確保の上で重要な場であり、働く意欲のある高齢者の就業の促進を支援します。



基本目標2 自立支援・介護予防の推進

地域包括支援センターを核とした関係者間のネットワークにより、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、一般介護予防事業として、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業を推進し、高齢者リハビリテーションの理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、介護予防に関する啓発や日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進に努めます。

○介護予防・生活支援サービス事業の実施

・訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス） ・町独自基準型訪問サービス ・通所介護（介護予防通所介護相当サービス） ・町独自基準型通所サービス ・いきいき教室 ・介護予防ケアマネジメント事業

○一般介護予防事業の実施

・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動事業

2 包括的支援事業の実施

高齢者の自立支援や介護予防、総合相談や権利擁護、ネットワークづくり等、高齢者が地域で安心して、いつまでも暮らす仕組みを地域の人々とともに構築していく事業です。

○総合相談支援事業

・地域包括支援センターにおける相談体制と連携

○権利擁護の推進

・権利擁護システムの構築及び成年後見制度の積極活用 ・平群町における苦情処理体制 ・高齢者の虐待防止

○地域ケア会議の推進

○在宅医療・介護連携の推進

・地域の医療介護の資源の把握 ・地域の医療・介護の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有の推進 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

○認知症施策の推進

・早期発見、早期対応体制の確立 ・認知症サポーター等の養成と地域で支える体制づくり ・関係機関の連携体制の確立 ・認知症予防わくわく教室 ・家族への支援

○生活支援サービスの体制整備

3 任意事業の実施

・介護給付等適正化事業 ・配食サービス事業 ・高齢者会食サービス事業 ・成年後見制度利用支援事業
・緊急通報サービス事業

基本目標3 その人らしく暮らせる地域生活の支援

在宅サービスの充実をはじめ、医療と介護の連携強化、利用者の権利擁護、地域包括支援センターの総合相談機能の充実、保健・福祉・医療の連携等、高齢者が安心して介護サービスを利用できる体制を整備します。

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターと各種サービス提供機関、住民主体の地域福祉活動などが連携した総合的な地域ケア体制の確立を図ります。

1 介護保険による居宅サービス等の推進

介護保険を円滑に進めるための取り組みを進めるとともに、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅重視の介護サービスの提供に努めます。

○介護保険を円滑に進めるための取り組み

・住民参加及び制度の広報・啓発 ・要介護認定等の体制 ・相談窓口などの情報提供体制 ・事業者情報の提供体制の整備 ・介護サービスの質の向上 ・保険者機能の強化

○居宅サービスの充実

・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売 ・住宅改修事業 ・居宅介護支援、介護予防支援

○地域密着型サービスの整備

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護

2 高齢福祉サービスの推進

高齢者が、できる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた家庭や地域で健康でいきいきとした生活を営んでいけるよう、総合的・計画的に提供していきます。

・軽度生活援助事業 ・訪問理美容サービス事業

3 地域の支え合い活動の推進

社会福祉協議会が構築する小地域ネットワークや安心見守り事業の推進など、地域ケア体制づくりに努めます。

・小地域ネットワーク事業 ・安心見守り事業

基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、高齢者等が利用しやすい施設環境や外出手段確保への支援、住環境の整備が必要です。そのため、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者の身体状況に応じた住宅改修などの支援に努めます。

また、自宅で住み続けることが困難な高齢者に対して、その状況に応じた生活の場を確保するため、介護保険施設の整備拡充や高齢者の住まいに係る施策との連携に努めます。

1 住みよいまちづくりの推進

安全で住みよいまちづくりを進めるため、建築物や道路などのハード面の整備改善だけでなく、心の通い合う思いやりに満ちた地域づくりに取り組みます。

防災に関しては、災害弱者である高齢者や障害者等に配慮した防災施策の推進をめざします。

- ・高齢者にやさしい公共施設等の整備民間店舗及び事務所等の設置に伴うバリアフリー化の推進
- ・外出手段確保への支援
- ・高齢者に配慮した住宅整備
- ・防災対策

2 介護保険に関する施設整備の促進

自宅で住み続けることが困難な高齢者に対して、その状況に応じた生活の場を確保するため、介護保険施設の整備拡充に努めます。

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院



平成 30 年度からの第 1 号被保険者の介護保険料

平群町の第 1 号被保険者(65 歳以上の方)の平成 30~32 年度の月額保険料基準額は 5,186 円です。

また、保険料は所得等によって異なります。本町では低所得者の負担軽減を図るため、11 段階の設定を行います。なお、第 6 期に引き続き、第 7 期においても低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなどの措置がとられます。

保険料の段階区分と月額保険料

区 分		第 7 期 乗率	第 7 期 月額保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.45	2,334
	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が 80 万円以下の人		
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の人	0.65	3,371
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	0.70	3,630
第 4 段階	本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、本人の合計所得+課税年金収入が 80 万円以下の人	0.85	4,408
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.00	5,186
第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得が 120 万円未満の人	1.20	6,223
第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万未満の人	1.30	6,742
第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万未満の人	1.50	7,779
第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の人	1.70	8,816
第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の人	1.85	9,594
第 11 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上の人	2.00	10,372

第 7 期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画 概要版

平成 30 年 3 月

発行 平群町

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新 1 丁目 1 番 1 号

電話 0745-45-1001

FAX 0745-45-0100